

1 学校給食提供の現状と課題

(1) 物価高騰による給食材料費への影響

本市では、現在、給食材料費を一食当たり小学校270円、中学校330円を基本として、食材を調達し、こどもたちに必要な栄養価を満たした給食を提供しています。

しかしながら、全国的に物価高騰が続き、消費者物価指数(食料)も上昇傾向が続いており、給食用食材についても頻繁に値上げが行われています。栄養士や給食調理員は、食材を代用することなどで給食材料費の抑制に努めながら、必要な栄養価を満たした給食を提供していますが、令和7年4月及び5月にかかった給食材料費は一食当たり、小学校約286円、中学校約346円となっており、今後の物価動向を踏まえると一食当たりの単価を見直す必要が生じています。

(2) 中学校給食の実施回数

令和7年度における中学校給食の実施回数は、1年生及び2年生が165回、3年生が140回となっています。

3年生は高校入試制度の変更等により午後まで授業のある日が増えたこと、1年生及び2年生は授業時数等が変更されたことによって、弁当を持参する日が増加しており、保護者の負担軽減などの観点から、厚木市中学校長会から給食実施回数増加を要望されています。

2 学校給食の献立で使用頻度の高い品目の価格上昇率

(1) 野菜・果物・精肉・卵(落札額(単価・税抜))

品 種	令和6年度	令和7年7月	前年度比
にんじん 1kg	204円	260円	127.5%
キャベツ 1kg	103円	160円	155.3%
小松菜 1kg	500円	650円	130.0%
鶏肉(もも・こま) 1kg	1,280円	1,460円	114.1%
豚肉(もも・こま) 1kg	1,330円	1,500円	112.8%
鶏卵 1kg	420円	550円	131.0%
平均			128.5%

(2) 主な加工品(落札額(単価・税抜))

品 種	令和6年度	令和7年度	前年度比
普通米(10kg袋)	3,700円	6,050円	163.5%
ロールパン 50g	59.9円	62.1円	103.7%
牛乳(200cc)	58.12円	61.06円	105.1%
さば切り身 40g	59円	69円	116.9%
大豆白絞油 一斗缶	4,133円	4,333円	104.8%
小麦粉 25kg	4,392円	4,677円	106.5%
平均			116.7%

(3) 一食当たりにかかる給食材料費(税込)

次の表は、一般的な献立2つを例に挙げ、一食当たりの給食材料費を昨年度と今年度で比較したものです。

昨年度までは、一食当たり単価以内で提供できていた献立についても、今年度は大幅に超えてしまっています。

ア 小学校

献立例	令和6年度	令和7年度	前年度比
魚(さば)を使用した献立 麦入りご飯、牛乳、さばの塩焼き、 沢煮椀、おひたし	238円	297円	125% +59円
カレーを使用した献立 ごぼうっこカレー、牛乳、 キャベツとハムのソテー	236円	286円	121% +50円

イ 中学校

献立例	令和6年度	令和7年度	前年度比
魚(さば)を使用した献立 ご飯、牛乳、さばのソース焼き、 和風汁、茎わかめのきんぴら	303円	370円	122% +67円
カレーを使用した献立 麦入りごはん、野菜カレー、牛乳、 鶏肉のカツ、フレンチサラダ	310円	379円	121% +69円

3 見直しの内容

物価高騰対策として、食材の代用等による対応を継続することは困難な状況になっており、献立の偏りなどにもつながりかねません。食育の観点からも、様々な食材を活用することが望ましく、また、給食を楽しみにしてくれている未来を担うこどもたちに、バリエーション豊富な給食を提供し、食を通じて心身共にたくましく成長してもらう必要があるとともに、中学校については、午後まで授業のある日の弁当持参による保護者負担の軽減を図る必要があることから、次のとおり学校給食費等の改定等を実施します。

(1) 学校給食費一食当たり単価の改定

給食材料費が令和6年度に比べ、平均122%で推移しているため、次のとおり一食当たりの単価を改定します。

校 種	算 出 式	改定後の額
小学校	270円 × 122% = 329.4円	<u>330円</u>
中学校	330円 × 122% = 402.6円	<u>400円</u>

(2) 中学校給食の実施回数の変更

厚木市中学校長会からの要望内容を踏まえ、同会役員との協議を重ねた結果、次のとおり中学校給食の実施回数を増やします。

学 年	現行の回数	変更後の回数	増
1・2年生【基準】	165回	167回	+2回
3年生	140回	150回	+10回

※ 一食当たり単価の改定及び中学校給食の実施回数の変更に伴い、厚木市学校給食に関する条例施行規則を次のとおり改正します。

改正後		改正前	
別表(第4条関係)		別表(第4条関係)	
区分	年額	区分	年額
小学校	61,710円	小学校	50,490円
中学校	66,800円	中学校	54,450円
備考 この表の右欄に掲げる年額は、児童等1人当たりの額とする。		備考 この表の右欄に掲げる年額は、児童等1人当たりの額とする。	

年額の算出は、次の計算式によります。

小学校 330円 × 187回(基準学年*の年間実施回数) = 61,710円

中学校 400円 × 167回(基準学年の年間実施回数) = 66,800円

* 基準学年とは、小学校は第2学年及び第3学年、中学校は第1学年及び第2学年

* 基準学年の実施回数及び年額が最大値となり、それ以外の学年については実施回数に応じて別に定める額となります。

4 学校給食費の改定による影響

(1) 学校給食費相当額給付金の支給額(要綱で規定)

食物アレルギーや私立学校に通学している等の事情で市立小・中学校の給食費無償化の対象とならない小・中学生の保護者を対象に、学校給食費相当額給付金を申請により支給しているため、その支給上限額についても学校給食費と同額に引き上げます。

	給付額の上限	
	現行の額	改定後
小学校	50,490円	61,710円
中学校	54,450円	66,800円

* 市立小・中学校の学校給食費の額(年額)を基準としているため、上記の表は 基準学年の給付額の上限(最大値)となり、それ以外の学年については別に定める額となります。

(2) 教職員等の学校給食費(要綱で規定)

教職員等については、食材費に加え、光熱水費相当額(一食当たり30円)を賦課・徴収しているため、改定後は次の表のとおりとなります。

	改定後の額	
	一食単価	年額
小学校	360円	67,320円
中学校	430円	71,810円

5 改定スケジュール案

学校給食費に関する条例施行規則の一部改正を行うため、市民参加条例第6条第5項及び規則第2条第2項の規定により、パブリックコメントを実施します。

令和7年8月 学校給食費等の見直しの考え方の決定(庁議)

9月～10月 規則改正骨子案の決定(庁議)

11月中旬～12月中旬 パブリックコメント実施

令和8年1月 パブリックコメント結果の報告(庁議)

2月 規則改正

4月 学校給食費等の改定

6 その他(前回の学校給食費改定)

(1) 改定時期

令和6年4月1日

(2) 改定額の算出方法

一食当たり単価(小学校:238円、中学校:290円)に令和3年度と令和4年度を比較した給食材料費の物価上昇率15%相当を加算して算出した。

(3) 改定前後の額等

	一食単価			年額		
	改正前 ～R6.3	現行 R6.4～	差額	改正前 ～R6.3	現行 R6.4～	差額
小学校	238円	270円	+32円	44,590円	50,490円	+5,900
中学校	290円	330円	+40円	47,850円	54,450円	+6,600